

第 3 章 市民、コミュニティ

1 定義

①市民 市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人、市内に事業所を有する法人、市内で活動する団体等をいいます。

②地域コミュニティ

一定地域の地縁的な関係を基盤とする団体で、その地域の生活環境の改善や共通する生活課題の解決のために活動する組織的団体等をいいます。

③市民活動団体

地縁にとらわれず、さらに広い地域を基盤にする団体で、同一の目的または関心を持つ人の自主的な参加によって構成され、福祉・教育・スポーツ・文化等の向上のために活動する団体等をいいます。

2 市民の権利

- ① 市民は行政に参加し、意見を述べ、活動する権利が有ります。
- ② 市民は市及び議会に対し情報公開を求める権利があります。
- ③ 市民は安心安全な生活を確保するため各種の行政サービスを公平に受ける権利が有ります。
- ④ 子どもは一市民として尊重され、年齢に応じて行政に参加する権利が有ります。

3 市民の責務

- ① 市民は人権を尊重し、法律及び市条例を守る責務が有ります。
- ② 市民は積極的に「まちづくり」に参加し、自治を推進する責務が有ります。
- ③ 市民は自然環境の保護・保全及び創出に努める責務が有ります。
- ④ 市民は、市の未来を担う子どもの成長と発達を支援し、育成する責務があります。

4 地域コミュニティの役割

地域コミュニティはその地域の住民相互の連絡、生活課題の解決、環境の整備、祭礼等の行事、集会施設の管理維持等の地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行います。

5 市民活動団体の役割

市民活動団体は福祉・医療・教育・スポーツ・文化等の各分野において、その専門性を発揮して市民の生活を援助し、明るく豊かな文化都市を創造する活動を行います。

6 コミュニティ推進協議会の役割

コミュニティ推進協議会は地域コミュニティと市民活動団体との連携、協調をはかり地域の諸課題の解決に向けて支援的活動を行うものとします。

7 市と各種コミュニティ団体

市は各種コミュニティ団体の役割を尊重し、その活動を支援するため、資金的援助その他の適切な施策を講じるものとします。